

入 札 説 明 書

沖縄県立博物館・美術館長が発注する沖縄県立博物館・美術館 空調機用リモートユニット修繕業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

1. 公告日

令和8年10月8日（木）

2. 入札に付する事項

- （1）件 名：沖縄県立博物館・美術館 空調機用リモートユニット修繕業務
- （2）業務内容：沖縄県立博物館・美術館の空調自動制御設備のうち、1階総合部門系統の空調機用リモートユニットについて、モジュールの取替、既設設定の復元、通信設定及び動作確認を行うものとする。その他詳細については、契約書及び仕様書等による。
- （3）実施場所：沖縄県立博物館・美術館 那覇市おもろまち3丁目1番1号
- （4）業務期間：契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

3. 入札の日時及び場所

- （1）入 札 日：令和8年11月5日（木）午後2時開始
- （2）入札場所：沖縄県立博物館・美術館 1階 特別会議室

4. 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる全ての要件を満たす者であること。該当することを確認のうえ、□にチェックすること。

- ☐ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ☐ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ☐ 入札参加資格確認申請期限日から本業務の落札決定日までの間において、本県の指名停止措置を受けていない者であること。
- ☐ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ☐ 次の各号に該当しないこと。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）
 - ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - ③ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいるもの
- ☐ 令和7・8年度沖縄県入札参加資格者名簿（建設工事（電気工事業））に登録されている業者であること。
- ☐ 沖縄県税（全税目）に滞納がないこと。
- ☐ 加入義務のある社会保険等に参加し、保険料の滞納がないこと。
- ☐ 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- ☐ 労働関係法令を遵守していること。
- ☐ 沖縄県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

5. 入札参加資格確認申請書の提出等

本競争入札の参加希望者は、下記に係る資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年10月28日(水)午後3時まで ※必着(土曜、日曜、祝祭日を除く)
- (2) 提出場所 沖縄県立博物館・美術館 総務班
- (3) 提出書類
 - ① 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)
 - ② 加入義務のある社会保険等への加入及び保険料の滞納がないことを確認できる書類
※社会保険料納入証明書等、加入及び保険料の納付状況を確認できるもの。
※加入義務がない場合は「社会保険に加入義務がないことについての申出書」
 - ③ 沖縄県税(全税目)について滞納がないことを証する書類
・沖縄県税(全税目)について滞納がないことを証する納税証明書の原本(申請書提出日前3か月以内に発行されたもの)
 - ④ 誓約書
 - ⑤ 申請書等提出確認票
- (4) 提出方法 持参又は郵送
- (5) 結果通知 令和8年11月2日(月)までにFAXで通知し、原本を郵送する。
- (6) その他 本件入札公告による。

6. 現場説明会及び現場確認

- (1) 現場説明会は実施しない。
- (2) 現場確認を希望する者は、令和8年10月19日(月)午後3時の質問締切までに実施できるよう、あらかじめ沖縄県立博物館・美術館総務班へ希望日時を申し出て日程を個別調整すること。
なお、現場確認を入札参加の必須条件とはしない。

7. 入札の方法

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、沖縄県財務規則第100条の規定により、見積もる契約額(消費税込み)の100分の5以上の金額を入札前までに納付すること。

【納付方法】

- ① 令和8年10月22日(木)午後1時までに入札保証金納入通知書発行依頼書に必要事項を記入し、提出すること。
- ② 令和8年10月26日(月)までに納入通知書を交付するので、同月27日(火)から28日(水)までを目安に金融機関にて納付し、令和8年11月4日(水)午後3時までに領収書の写しを提出すること。見積る契約金額が変わり不足額が生じる場合は、速やかに総務班へ申し出て追加納付すること。

【免除要件】

- ① 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したことを証する書類を提出した場合
- ② 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出し、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

【免除申請】

令和8年10月28日(水)午後3時までに入札保証金免除申請書及び根拠となる書類を沖縄県立博物館・美術館総務班へ提出すること。審査結果は令和8年11月2日(月)までに通知する。入札参加資格を有する者で免除されない額がある場合は、同日までに納入通知書を交付するので、令和8年11月4日(水)午後3時までに納付し、領収書の写しを提出すること。

【還付方法】

- ① 落札しなかった場合は、入札保証金還付請求書を当館担当者へ提出すること。約 2 週間後に指定された口座に入札保証金を還付する。
- ② 落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当する。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。

(2) 入札書に記載する金額

- ① 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札額とする。

(3) 入札の無効について

下記による入札は無効とする。

- ① 入札参加資格のない者がした入札
- ② 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- ③ 2 人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- ④ 入札書の表記金額を訂正した入札
- ⑤ 入札書の表記金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- ⑥ 入札条件に違反した入札
- ⑦ 談合その他不正の行為があった入札
- ⑧ 入札保証金が所定の金額に達しない入札

(4) 落札者の決定方法

- ① 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- ② 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者がいない場合は再入札を行う。入札回数は 3 回（1 回目の入札を含む）までとする。
- ④ 再度入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき随意契約できるものとする。

(5) その他留意事項

- ① 入札者の記名、押印、入札金額、日付等の誤りがないように確認すること。
- ② 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- ③ 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- ④ 委任状を提出した代理人が入札する際は、「委任状に押印した印」と同じ印鑑を用いて、入札書に押印すること。
- ⑤ 1 回の入札で落札しない場合は、再度入札を行うので、入札書は 3 部用意すること。

8. 質問及び回答

質疑については、質問書により行う。質疑事項がなければ提出は不要。なお、簡易な質問であれば電話でも受け付ける。

(1) 提出期間

公告の日から令和 8 年 10 月 19 日（月）午後 3 時まで（土曜、日曜、祝祭日を除く）

(2) 提出方法

FAX又は電子メールによる。提出期間を過ぎたものは受け付けない。なお、提出された書類は返却しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年10月22日（木）までに沖縄県ホームページの本件入札公告ページに掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

9. 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。

10. 添付資料

- (1) 契約書（案）
- (2) 仕様書
- (3) 申請書等提出確認票
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (5) 一般競争入札参加資格の履行実績
- (6) 誓約書
- (7) 質問書
- (8) 入札参加資格審査申請事項変更届出書
- (9) 入札保証金納入通知書発行依頼書
- (10) 入札保証金（保管有価証券）還付請求書
- (11) 債務者登録票
- (12) 入札書
- (13) 入札辞退届
- (14) 委任状
- (15) 入札保証金免除申請書
- (16) 社会保険に加入義務がないことについての申出書
- (17) 図面 M-64 計装図 4
- (18) 図面 M-56 中央監視点一覧表 2

11. 問い合わせ先

沖縄県立博物館・美術館 総務班 比嘉

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち3-1-1

T E L : 098-851-5400 F A X : 098-863-4315

E-mail : xx082120@pref.okinawa.lg.jp